

# 特集1 多様な働き方・暮らし方に向けて 求められる変革

## なぜ、今、多様な働き方なのか？

内閣府が5月に発行した「平成28年版 男女共同参画白書」では、冒頭の特集に「多様な働き方・暮らし方に向けて求められる変革」を取り上げています。「多様な働き方」は、決して新しい言葉ではなく、平成19年に策定された「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」の中で目指すべき社会のひとつに「多様な働き方・生き方が選択できる社会」が挙げられています。

女性の活躍のためにも、また、男女が共に暮らしやすい社会を実現する観点からも、まずは長時間労働等を当たり前とする男性中心の働き方を改革することの重要性を、男女共同参画白書では強調しています。

1人の高齢者を支える現役世代の数が少なくなる中、現役世代が「仕事」が「家庭生活」かではなく、1人で何役も担うことができるよう、一人ひとりの事情に応じた職業生活を営むことができる社会の実現が求められます。

## 女性の仕事と家庭の両立をめぐる状況

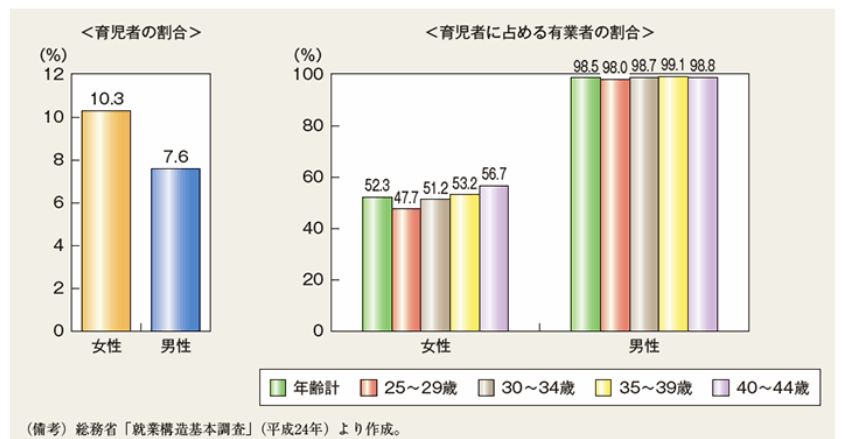
一方、女性の仕事と家庭、特に育児介護との両立をめぐる状況はどうなっているのでしょうか。白書の分析によると、未就学児の育児を行っている人の就業割合(有業率)は、男性98.5%であるのに対し、女性は半分程度の52.3%になっています。(図1)

また、6歳未満の子どもを持つ夫の、家事や育児に関わっている人の割合(行動者率)も、5年間でわずかな上昇にとどまります。(図2)

さらに、介護・看護を理由とした離職をみると、平成27年に離職した9万人のうち、約8割は女性です。近年では、晩婚化、晩産化の進展に伴い、一人の女性が育児と介護の負担を同時に担う、「ダブルケア問題」も生じていることから、育児世代の女性の負担は益々、増加する状況になっていると考えられます。

(2ページ 図3)

(図1) 育児を行っている人の割合・育児者に占める有業者の割合



(図2) 6歳未満の子どもを持つ夫の家事・育児関連行動者率

